

不法行為 宅建 H12-08-4 <<#617>>

【問】正誤をつけよ。

Aが、その過失によってB所有の建物を取り壊し、Bに対して不法行為による損害賠償債務を負担した。Aの損害賠償債務は、BからAへ履行の請求があった時から履行遅滞となり、Bは、その時以後の遅延損害金を請求することができる。



【答え】誤り

★ <<ポイント>> 不法行為の損害賠償請求権の遅滞時期 【★基礎頻出】

不法行為に基づく損害賠償請求権は、損害発生と同時に発生し、損害発生時から損害賠償債務の履行期が到来する。（判例）

⇒ 当然に、損害発生時から履行遅滞になる（請求時からではない）

★ cf. 債務不履行の損害賠償請求権の遅滞時期

⇒ 履行の請求を受けた時